様式第５号の２

協議対象建築物等自己評価書（大手前通り地区Ｂゾーン）※高さ１５メートルを超える建築物用

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　　目 | | | | 基　　準　　等 | 行為の内容※ | 景観への配慮事項 |
| 景観形成の目標 | | | | 姫路城と調和し、本市の顔として個性と魅力ある都市景観形成を図るため、次項を目標に景観形成に取り組む。  ・美しく風格ある街並みの形成  ・にぎわい、親しみ、うるおいのある都市空間の形成 |  |  |
| 一般基準 | | | | 姫路城の前景として、大手前通りをより快適でうるおいのある街並みにしていくため、当地区での建築物等は、美しく落ち着いた風格ある規模・意匠・色彩をめざすとともに、その維持管理においても配慮をし、通りを歩く人々にとっては、にぎわいと親しみとうるおいのある緑豊かな空間づくりをめざし、街並み全体を調和のとれたものとする。 |  |  |
| 建築物 | 高さ15ｍを超える部分 | 意匠 | 壁面設備 | ・給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。やむをえず外部に露出する場合は、壁面と同一の色調とする。 |  |  |
| 屋上設備 | ・壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い処置を講ずる。 |
| 屋外階段 | ・大手前通りから直接見えにくい位置に設置するものとし、形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。 |
| バルコニー  ベランダ | ・洗濯物、室外機等が通りから直接見えにくい構造、意匠とし、手すり等は形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。 |
| 色彩 | 外壁 | ・基調となる色は、姫路城の色調と調和のとれた色彩とし、明るい色調とするとともに、けばけばしくならないようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。  ①無彩色を使用する場合は、明度５～９  ②Ｒ（赤）、ＹＲ（橙）、Ｙ（黄）系の色相を使用する場合は、明度５～９、彩度３以下  ③その他の色相を使用する場合は、明度５～９、彩度１以下 |  |  |
| その他 | 材料・植栽 | ・外壁は汚れの目立たない退色の少ないものとし、周囲の建物と調和のとれた質の高いものとする。 |  |  |
| 工作物 | | 規模 | 高さ | ・５０メートル以下とする。  ・建築物と一体になって設置される場合にあっては、その高さの合計は最高限度を５５メートルとし、かつ、当該部分の各部分の高さは、当該各部分から姫路市道幹第１号線までの水平距離から２０メートルを減じたものに７分の５を乗じて得たものに５０メートルを加えたもの以下とする。 |  |  |
| 意匠 | | ・地区に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 |  |  |
| 色彩 | 外壁 | ・基調となる色は、姫路城の色調と調和のとれた色彩とし、明るい色調とするとともに、けばけばしくならないようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。  ①無彩色を使用する場合は、明度５～９  ②Ｒ（赤）、ＹＲ（橙）、Ｙ（黄）系の色相を使用する場合は、明度５～９、彩度３以下  ③その他の色相を使用する場合は、明度５～９、彩度１以下  ただし、道路交通法その他の法令に基づき設置するものについては適用しない。 |  |  |
| その他 | 材料・植栽 | ・外壁は汚れの目立たない退色の少ないものとし、周囲の建物と調和のとれた質の高いものとする。 |  |  |
| 屋外広告物 | | 景観計画における行為の制限事項 | | ・各区域の景観形成の目標や方針に基づき、建築物との一体感を図り、地域の特性と整合・調和のとれたものとする。 |  |  |
| 屋外広告物条例における一般基準 | | ・材料は汚れが目立たず、退色、破損等のしにくいものとする。 |  |  |

※「行為の内容」欄のうち色彩に関するものについては、色彩の使用箇所ごとにマンセル表色系の値を記載すること